

# 八千代市猫捕獲器貸出要領

制定 令和6年2月15日

(趣旨)

第1条 この要領は、飼い主のいない猫の増加を抑え、地域の公衆衛生の向上及び良好な生活環境の保全を図るため、飼い主のいない猫に不妊去勢等手術を受けさせる者に対し、その実施の支援を目的として猫捕獲器を貸出しすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がいない猫であつて、市内に生息していると推測されるものをいう。
- (2) 不妊去勢等手術 雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮を摘出する手術及び雄猫の精巣を摘出する手術並びに当該雌猫又は雄猫がこれらの手術を受けたことを外部に表示するための措置として市長が指定するものをいう。

(対象者)

第3条 猫捕獲器の貸出しの対象者は、八千代市地域猫不妊去勢等手術費用助成事業又は公益財団法人どうぶつ基金が実施するさくらねこ無料不妊手術事業を利用し、第6条に定める使用場所において飼い主のいない猫の不妊去勢等手術を受けさせようとする市民又は市内に事業所を有する事業者とする。

(貸出申請)

第4条 猫捕獲器の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八千代市猫捕獲器借用申請書（第1号様式）を市長に提出して申請するものとする。

- 2 団体として猫捕獲器の貸出しを受けようとする場合は、前項の申請書には、団体構成員名簿（第1号様式 別紙）を添付しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めるときは、当該書類を省略することができる。

(貸出期間)

第5条 猫捕獲器の貸出期間は、貸出しをした日から起算して14日以内とする。また、市長が認めたときは、更に貸出しをした日から起算して28日を限度として一度に限り延長することができる。なお、貸出期間の末日が休日に当たるときは、その休日の翌日までを貸出期間とする。

(貸出台数及び使用場所)

第6条 猫捕獲器の貸出台数は、1世帯又は1団体若しくは1事業者当たり1台とし、その使用場所は、原則として、申請者の市内の所有地又は借地とする。ただし、猫捕獲器を使用しようとする土地の所有者又は管理者から、猫捕獲器の設置に係る許諾をあらかじめ得ている場合は、この限りではない。

(貸出し及び返却方法)

第7条 猫捕獲器の貸出し及び返却の場所は、八千代市役所猫捕獲器所属課  
(以下「担当課」という。)とする。

2 猫捕獲器の貸出し及び返却の際には、担当課の職員の確認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 申請者は、猫捕獲器の返却するときは、八千代市猫捕獲器使用実績報告書(第2号様式)を市長に提出するものとする。

(貸出料)

第9条 猫捕獲器の貸出しは、無料とする。ただし、猫捕獲器の使用、運搬、使用後の洗浄その他の猫捕獲器の使用等にかかる一切の費用に関しては、申請者の自己負担とする。

(申請者の責務)

第10条 申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 猫捕獲器を善良な管理者の注意義務をもって管理すること(使用上の注意事項の厳守を含む。)
- (2) 猫捕獲器を飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせる目的以外に使用しないこと。
- (3) 猫捕獲器の権利を譲渡し、又は猫捕獲器を転貸しないこと。
- (4) 猫捕獲器を営利目的で使用しないこと。
- (5) 猫捕獲器を滅失又はき損しないよう使用すること。
- (6) 猫捕獲器の使用に当たっては、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)のほか、法令を遵守すること。
- (7) 猫捕獲器を使用した後は、洗浄し、速やかに返却すること。
- (8) 猫捕獲器の貸出期間を厳守すること。
- (9) 猫捕獲器による事故等が起こらないよう、万全の注意を払うこと。万が一事故が発生した場合は、申請者の責任のもとに対応すること。
- (10) その他市長が定める事項に従うこと。

(損害賠償)

第11条 申請者の責めに帰すべき理由によって猫捕獲器を滅失し、又はき損したときは、申請者においてその損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償の方法及び額は、市長が決定する。

3 猫捕獲器の使用により、申請者が被った損害及び申請者が第三者に与えた損害に関しては、申請者がその責任を負うものとする。

(欠格)

第12条 第10条に定める申請者の責務を、申請者が複数回にわたって逸脱したと認められ、かつ、その状況を是正しようとしなない場合には、市長が定

める期間，申請者の新たな申請を却下することができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要領は，令和6年3月1日から施行する。

第1号様式（第4条第1項）

八千代市猫捕獲器借用申請書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

申請者 住 所  
 団 体 名  
 職 氏 名  
 電話番号

猫捕獲器の借用を申請したいので、八千代市猫捕獲器貸出要領第10条各項を遵守の上で、下記のとおり申請します。

記

- 1 借用物品 猫捕獲器 1台
- 2 借用期間           年    月    日    ～    年    月    日
- 3 使用場所 八千代市 （ 申請者住所と同じ）
- 4 使用目的  八千代市地域猫不妊去勢等手術費用助成制度を利用するための捕獲  
 公益財団法人どうぶつ基金が発行した無料不妊手術チケットを利用するための猫の捕獲
- 5 使用上の注意事項
  - (1) 猫捕獲器の使用において事故やトラブルの防止に努め、発生した責任問題について、市は一切の責任を負わないものとし、自らの責任で解決してください。
  - (2) 猫捕獲器は鋭利な部分があることから、その取扱いには注意してください。
  - (3) 猫捕獲器の設置期間中は、1日1回以上は捕獲の有無を確認してください。
  - (4) 猫捕獲器の設置期間を延長したい場合は、担当課にご連絡ください。
  - (5) 返却の際は猫捕獲器を清掃し、汚損がひどい場合にはよく洗浄してください。

（担当課記入欄）

貸出受付	年 月 日	対応者	
<input type="checkbox"/> 身分証等確認 <input type="checkbox"/> 捕獲器動作確認 <input type="checkbox"/> 変形・損傷 <input type="checkbox"/> 付属品（留金具2点）			
延長申請	受付日： 年 月 日	対応者	
可 ・ 不可	決定日： 年 月 日	対応者	

第1号様式 別紙 (第4条第2項)

団体構成員名簿

団体名 \_\_\_\_\_

No.	氏名	住所	電話番号	備考 (役割等)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

第 2 号様式（第 8 条）

八千代市猫捕獲器使用実績報告書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

申請者 住 所  
団 体 名  
職 氏 名  
電 話 番 号

猫捕獲器の使用実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 使用した場所 八千代市 ( 申請時と同じ)
- 2 猫の捕獲有無 有 ・ 無 ※“無”の場合、以下の記入は不要です。
- 3 捕獲した頭数  匹 (うち、オス 匹, メス 匹)
- 4 利用した制度  八千代市地域猫不妊去勢等手術費用助成制度  
 公益財団法人どうぶつ基金「さくらねこ無料不妊手術事業」  
 その他 ( )
- 5 返却時の注意事項  
(1) 猫捕獲器を清掃し、汚損がひどい場合にはよく洗浄してください。  
(2) 猫捕獲器は鋭利な部分があることから、その取扱いには注意してください。  
(3) 猫捕獲器の付属品が揃っていることを確認してください。

(担当課記入欄)

返却受付	年 月 日	対応者	
<input type="checkbox"/> 捕獲器動作確認 <input type="checkbox"/> 変形・損傷 <input type="checkbox"/> 付属品 (留金具 2 点)			